

基本計画の枠組み（案）

1 はじめに（市長あいさつ）

2 文化芸術振興の考え方と施設の有効利活用方法について

（1）養父市における文芸施策のあり方（事務局が案作成）

- ・文化芸術基本法
- ・劇場・音楽堂等の活性化に関する法律
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- ・音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律
- ・社会教育法（公民館）
- ・図書館法
- ・市総合計画における文化芸術のあり方＝地方創生の考え
- ・文化芸術環境の整備による地方創生

（2）文化芸術振興施策について

- 行政が提供すべき文化芸術施策について
 - ⇒ 市民ニーズへの対応 ⇒ 市民協働
- 考慮すべき養父市独自の文化芸術について
 - ⇒ 養父市における不変的価値のある文化芸術（誇り、歴史文化）
- 新たな価値創造について（地方創生）
 - ⇒ 地域経済分野、保健医療分野、教育分野などとの融和
 - ⇒ 新たな価値を創造し、まちづくりに関し幅広く推進する組織の構築

（3）施設の効果的な利活用について（愛される施設）

- 建設基本構想のコンセプト及び事業方針を実現するための考え方と具体案
 - ⇒ コンセプトと事業方針を具現化するため市が行うべき施策とは
- 敷地内機能の連携により期待される効果の案
 - ⇒ ホール、各部屋、図書館、公園、グンゼ事務所棟、及び周辺エリアの活用とは
- 市内各公民館（各ホール、各図書室）との連携及び各公民館の活用方法について
 - ⇒ 適切な文化芸術施策の提供とは
- 文化芸術分野以外との連携（
 - ⇒ 新たな価値創造とは
- 他団体との連携について
 - ⇒ 市民団体、国・県、文化・教育機関、福祉・経済団体などとの連携

3 文化芸術施策の推進体制について

○組織体制

⇒部の役割と各公民館等との関連について

○人員配置及び人員確保策について

⇒長期的視点で継続して有効な事業を実施するアイデアを持った人

⇒その人が活動しやすい環境（役職、職務権限等）

4 今後の具体的な事業展開について

○各視点でのプロジェクト案

⇒（例1）新しい出会いの場プロジェクト

（例2）愛される施設プロジェクト

（例3）市民協働による新たな価値創造プロジェクト